

最低賃金引上げ額は「平均 25 円」で過去最大の上げ幅に！

◆引上げ額は全国平均で 25 円

7 月 27 日に開催された厚生労働省の第 49 回中央最低賃金審議会において、今年度（平成 29 年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。

今年度の引上げ額の全国加重平均は 25 円（昨年度 24 円）、改定額の全国加重平均額は 823 円（同 798 円）となっています。

◆全都道府県で 20 円を超える目安額に

各都道府県に適用される目安のランクは以下のようになっています（都道府県の経済実態の応じ、全都道府県を ABCD の 4 ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

【各都道府県に適用される目安】

- ・ A ランク（引上げ額 26 円）…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の 6 都府県
 - ・ B ランク（引上げ額 25 円）…茨城、富山、長野、静岡、京都、広島など 11 府県
 - ・ C ランク（引上げ額 24 円）…北海道、宮城、群馬、新潟、岐阜、山口など 14 道県
 - ・ D ランク（引上げ額 22 円）…青森、岩手、福島、鳥取、長崎、鹿児島、沖縄など 16 県
- 全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率は昨年度と同じ 3.0%です。

◆改定は 10 月から

今後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します（10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です）。

上記の目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年以降、過去最高額となる引上げとなります（昨年度は 18 円）。